

(最終案・0915 使用)

## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時の管理栄養士及び栄養士（以下「栄養士チーム」という。）の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う保健医療活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

(栄養士チームの派遣)

第2条 甲は、保健医療活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して栄養士チームの派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに栄養士チームを編成し、甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

(自主出動)

第3条 乙は、甲と連絡をとることができない場合又は当該災害の規模等に照らし、前条第1項の規定による要請を待ついとまがない場合において、自主的に被災地の情報収集を行い、緊急に栄養士チームを派遣する必要があると認めたときは、自ら栄養士チームを編成し、避難所等に派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により栄養士チームを派遣したときは、遅延なく、その旨を甲に報告するものとする。

3 前項の規定による報告に基づき、甲が第1項の規定による栄養士チームの派遣が保健医療活動を実施する上で必要であると認めた場合には、当該栄養士チームは、前条第2項の規定により派遣されたものとみなす。

(栄養士チームが実施する支援活動)

第4条 第2条第2項の規定により派遣された栄養士チーム（前条第3項の規定により第2条第2項の規定により派遣されたものとみなされるものを含む。以下「栄養士チーム」という。）は、支援活動を実施する場所におけるその指揮命令の下、関係者と協働し、次に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するものとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む。）への栄養・食事相談
- (2) 避難所等における食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育
- (3) 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集、分析
- (4) 特殊栄養食品（アレルギー除去食品、高齢者用食品、病者用食品その他災害時に特別な配慮を要する者に供する食品をいう。第6条第1項第2号において同じ。）の提供等に係る支援活動
- (5) その他必要な支援活動

(栄養士チームの輸送)

第5条 乙は栄養士チームの輸送に必要な手段を自ら確保しなければならない。ただし、道路等の被災状況より乙が自ら必要な手段を確保することが困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 栄養士チームの編成及び派遣に要した費用
- (2) 栄養士チームが支援活動に使用した特殊栄養食品に要した費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援活動に要した費用のうち甲が必要と認めた費用

(最終案・0915 使用)

2 前項各号に掲げる費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第7条 甲は、栄養士チームが、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年山梨県条例第55号)に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(派遣体制の整備)

第9条 乙は、災害時において迅速な対応をするため、平常時においても栄養士チームの派遣体制の整備に努めるものとする。

(訓練、研修)

第10条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が実施する訓練、研修等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙が人材育成、技術向上等を図るために行う訓練、研修等の企画及び実施を支援するものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項について、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル(平成8年)の規定によるほか、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定める。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙2者署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年9月15日

甲  
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事

乙  
山梨県甲府市酒折1丁目1番11号  
公益社団法人山梨県栄養士会  
会長